世田谷区学童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区学童クラブ条例施行規則（平成２５年２月世田谷区規則第４号）の一部を次のように改正する。

第１号様式を次のように改める。

第１号様式（第４条関係）

年　　月　　日

新ＢＯＰ学童クラブ入会申請書

世田谷区長　　あて

次のとおり〔　　〕小新ＢＯＰ学童クラブへの入会を申請します。

※原則として、在籍（入学予定）校の学童クラブ名を記入してください。ご家庭の事情により、在籍校以外の学童クラブの利用を希望される場合は、事前に児童課までご相談ください。

申請者（保護者）	フリガナ 氏　名		緊急連絡先及び児童との関係	（1）　－　－	（自宅・携帯・勤務先）　続柄〔　　〕
				（2）　－　－	（自宅・携帯・勤務先）　続柄〔　　〕
				（3）　－　－	（自宅・携帯・勤務先）　続柄〔　　〕
	現住所	〒 電話番号			
	転居先（予定）の住所	〒　　（　　年　　月　　日転居予定） 世田谷区 電話番号			

入会児童	フリガナ 氏　名		生年月日	年　　月　　日	入会希望日	年　　月　　日	
	申請時現在 〔　　〕 保育園・幼稚園・小学校	年４月１日現在（※１） 〔　　〕〔　〕 小学校　　年生	指定校変更を希望する場合（※２）	本来の学区域 小学校		申請日により、選択可能な入会希望日が異なります。児童募集案内より申請受付期間を確認の上、入会希望日を記入してください。選択可能期間外の入会希望日が記入されている場合、入会希望日について確認のお電話をさせていただきます。お電話による確認が取れるまでは、利用を開始することはできませんのでご注意ください。	

（※１）　年度途中入会の場合は、入会希望日現在の小学校を記入してください。

（※２）　指定校変更を希望する場合は、左欄に入学希望校を記入し、右欄に本来の学区域の学校名を記入してください。

	続　柄	氏　名（フリガナ）	年齢	職業等（児童を保護及び育成をすることができない理由）	提出書類
家族状況（入会児童以外）	保護者（※１）				就労証明書・申立書・その他（　　）
	保護者				就労証明書・申立書・その他（　　）
	同居人（※２）				
	同居人				
	同居人				

（※１）単身赴任等により同居していない場合も記入してください。その場合は、提出書類は不要です。

（※２）兄弟や祖父母等。同住所で別世帯の場合も記入してください。未就学児の場合は、保育園名や幼稚園名等を記入してください。

【児童の状態について記入してください。】

①特に配慮を要することについて　（有・無）

※心身の発達等により、個別的配慮が必要な状態にある児童については「児童票」の提出が必要です。
「児童票」について、詳細は申請先の新ＢＯＰ学童クラブまでお問い合わせください。

②食物アレルギーの有無（有・無）／　その他アレルギーの有無（有・無）／　エピペンの有無（有・無）／　ネフィーの有無（有・無）

※おやつの提供に際して、食物アレルギーによる配慮が必要な児童については「食物アレルギーに関する調査票」の提出が必要です。
「食物アレルギーに関する調査票」について、詳細は申請先の新ＢＯＰ学童クラブまでお問い合わせください。

③その他特筆すべき事項

同　意　事　項

新ＢＯＰ学童クラブの入会申請にあたり、以下の項目に同意します。（各項目を確認し、同意をいただける場合はチェックをお願いします。）

□　指定校変更を希望する場合には、区が、教育委員会に対して審査結果等について聞き取りを行うこと及び本申請書を教育委員会に対して提出すること。

□　新ＢＯＰ学童クラブと世田谷区民設民営放課後児童クラブ（以下「民設民営放課後児童クラブ」といいます。）の双方で入会が承認された場合には、民設民営放課後児童クラブの入会が優先され、新ＢＯＰ学童クラブの入会申請は取り下げとなること。

※　新ＢＯＰ学童クラブと民設民営放課後児童クラブに重複して登録することはできません。

※　新ＢＯＰ学童クラブの入会を希望する場合には、児童課に連絡の上、民設民営放課後児童クラブの入会申請を取り下げる必要があります。

※　民設民営放課後児童クラブの入会を希望する場合は、新ＢＯＰ学童クラブの入会申請の取り下げ手続きは不要です。

※　民設民営放課後児童クラブとは、区から補助を受け、学校外で民間事業者が運営している施設を指します。対象施設については、二次元コードから確認ができます。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の第１号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。